

## 選択式トレーニング問題集の使い方

### 1 本書の特長

- 豊富な問題数で、社労士試験で出題される重要論点を網羅。
- 最新の法改正箇所が一目で分かる **法改正** マーク付き。
- 選択式試験問題としての**難度**を表記することで、学習優先順位を明確にしている。
- 持ち運びやすいA5サイズ。
- 左ページに問題、右ページに解答の見開きで構成されており、学習しやすい。（なお、長文の問題については一部構成が異なります。）
- 空欄ごとの習熟度が把握できる空欄別チェック欄付き。
- 解答ページには、出題条文の空欄に解答語句を当てはめ、完成された文章とした「**完成文**」を収載。条文読みに活用できるほか、解答語句以外の語句についての対策も可能。
- 解答ページには、出題条文に関する択一式試験の重要論点を「**択一のカギ**」として収載。（一部の問題を除く。）択一式試験対策としても活用できる。
- 色文字が機能的に活用されている。
- 平成12年から平成29年までの過去本試験問題を全て収載。本試験における合格基準点も掲載。
  - ※ 平成30年の本試験問題は、労災保険法の巻に収載致します。

### 2 仕様

#### 〔1〕出題問題

科目別講義テキストの内容に対応するオリジナルの予想問題です。

#### 〔2〕形式

問題を左ページ、解答を右ページとする見開きの構成です。（一部除く。）問題ページには、問題本文と選択肢、解答ページには、解答のほか、出題条文に関する択一式試験の重要論点を「**択一のカギ**」として収載（一部除く。）しており、過去本試験問題においては合格基準点も掲載。

※**合格基準点**・・・本試験における合格基準点を表しています

### 3 問題（左）ページ

#### 〔1〕難度ランク

難度は、選択式問題としての難しさの度合いを示したものです。難度が高い順に、**A・B・C**とランク付けしています。

**難度A**・・・選択式問題対策として学習しておかなければ、解答することが難しい問題

**難度B**・・・**難度A**ランクの問題と、**難度C**ランクの問題が混在した問題

**難度C**・・・択一式問題対策の学習をしておけば、解答しやすい問題

#### 〔2〕改正項目

問題文見出しの右横に **法改正** が付いているものは、改正箇所であることを示しています。

#### 〔3〕語群欄



チェック欄

チェック欄は、問題の習熟度合を図る目安としてご活用下さい。

選択肢

5空欄に対し、20個の選択肢が設定されています。選択肢は色文字としておりますので、同色のシートを被せることで文字が消えます。これにより「選択肢を見ないで解答を導き出す」というトレーニングを行えます。

## 4 問題（右）ページ

各見出しの意味は、以下の通りです。

### 完成文

問題文の空欄に解答語句を当てはめた完成文章です。条文として読み込みをしたいときに、活用して下さい。

また、解答語句以外の他の重要な語句を、色文字（アンダーライン付）としておりますので、空欄以外の語句を押さえたときも役立ちます。

### 択一のカギ

出題条文に関連する択一式試験の重要論点です。択一式試験対策としても活用できます。

## 問1 労働基準法の実効性確保 **難度B**

労働基準法で定める基準 **A** 労働条件を定める **B** は、その **C** については **D** とする。この場合において、 **D** となった **C** は、労働基準法 **E** による。

**選択肢** / **A**□□□ **B**□□□ **C**□□□ **D**□□□ **E**□□□

- |         |          |
|---------|----------|
| ① 破棄    | ② 労働契約   |
| ③ 以下の   | ④ を超える基準 |
| ⑤ 条項    | ⑥ 無効     |
| ⑦ 就業規則  | ⑧ と一致しない |
| ⑨ 以上の基準 | ⑩ 部分     |
| ⑪ 労働協約  | ⑫ 解除     |
| ⑬ に達しない | ⑭ 全部     |
| ⑮ 以下の基準 | ⑯ 取消     |
| ⑰ 箇所    | ⑰ 労使協定   |
| ⑱ を上回る  | ⑳ で定める基準 |

## 問1 解答

- A ⑬ に達しない (法13条)  
B ② 労働契約 (法13条)  
C ⑩ 部分 (法13条)  
D ⑥ 無効 (法13条)  
E ⑳ で定める基準 (法13条)

## 完成文

労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、労働基準法で定める基準による。

## 択一のキ

労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約の部分は無効となるが、労働基準法で定める基準より労働者にとって有利な部分は無効とはならない。

## 問1 目的、事業者の責務 難度A

- 1 労働安全衛生法は、**A**と相まって、労働災害の防止のための**B**基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の**C**を確保するとともに、**D**の形成を促進することを目的とする。
- 2 この法律において、労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 3 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、**D**の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の**C**を確保するようしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策**E**。

選択肢 / A□□□ B□□□ C□□□ D□□□ E□□□

- ① 危険防止
- ② 労働者派遣法
- ③ 安全と衛生
- ④ 防護措置
- ⑤ 安全と健康
- ⑥ 快適な職場環境
- ⑦ 健康、風紀及び生命
- ⑧ 良好な作業環境
- ⑨ 危害防止
- ⑩ 労働基準法
- ⑪ 健康障害防止
- ⑫ 職業安定法
- ⑬ 快適な作業環境
- ⑭ 労働者災害補償保険法
- ⑮ 人たるに値する生活
- ⑯ 良好な職場環境
- ⑰ のため必要な措置を講じなければならない
- ⑱ に協力するようしなければならない
- ⑲ のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- ⑳ に協力するよう努めなければならない

## 問1 解答

- A ⑩ 労働基準法 (法1条)  
B ⑨ 危害防止 (法1条)  
C ⑤ 安全と健康 (法1条)  
D ⑥ 快適な職場環境 (法1条)  
E ⑱ に協力するようしなければならない (法3条)

### 完成文

- 1 労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。
- 2 この法律において、労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 3 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようしなければならない。

### 択一の力ギ

労働安全衛生法の主たる義務主体である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人そのものを、個人企業であればその企業主個人を指している。